

## ○和歌山県飲酒運転根絶条例(仮称)骨子案に関する意見募集に寄せられたご意見等と和歌山県の考え方

※団体・個人から合計5件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本条例と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

番号	パブリックコメントにおける主なご意見等		和歌山県の考え方
	項目	内容	
1	全体	飲酒運転に対する県民の意識は昔と比べ大きく変わってきているものの依然として変わらない現状に対してそれを取り巻く環境も巻き込んだ政策はいいと思います。店側などによる幾重にもチェック箇所があれば一件でも多くの飲酒運転を減らすことができる。また治療が必要な人が受診する機会を得て飲酒に対する態度が変わることも意義のあることだと思います。	頂いたご意見をもとに内容を検討し、飲酒運転のない、安全で安心な和歌山の実現に向けて取り組んでまいります。
2		この内容で、条例の制定が進めば良いと思います。	
3		車社会の和歌山県にとっては飲酒運転は大きな問題だと思います。この条例で飲酒運転が減り、飲酒運転がダメだという意識が高くなることを願います。	
4		飲酒運転による死亡事故を根絶させる為、より一層強化する取組や条例に共感します。ただ、飲食店への罰則が少し厳しく感じます。	
5	目的	高速道路などにおける悪質なあおり運転による交通死傷事故が頻発・目撃され、全国的に注目を集める中で、和歌山県では、特に飲酒運転に特化した取り組みを進めるという理屈の説明が、データ、統計上ワースト1位になったからケシカラン、大事(おおごと)だ、と読めてしまう点が気になります。このような取り組みのきっかけとして「ワースト1位」があるにせよ、本来的には交通死亡事故、ひいては交通事故の根絶が目的であると思います。そういう観点にも目配りしたような表現・言及も必要ではないかと考えます。	本条例に関しましては、飲酒運転の根絶が大きな課題であることから、飲酒運転による悲惨な事故から県民を守るために、飲酒運転の根絶を目指して条例を制定するものです。ご意見のとおり、県では、飲酒運転だけでなく全ての交通事故をなくすために、関係機関と連携して取組を計画的に進めているところで、今後も引き続き交通事故の根絶に取り組んでまいります。

5	県及び県民の責務	「県の責務」における「教育」が何を指すのか、不明瞭です。 学校現場(主として中高生)における取り組みが欠落しているように思います。 「県民の責務」において、家庭での取り組みについての言及についてもご検討願います。	「教育」とは、主に県と県警が県民の皆さんを対象に行う交通安全教育を想定していますが、小中高生に対する交通安全教育につきましても関係機関団体と連携して実施することとしています。 家庭での交通安全教育についても、実施されるよう県において広報啓発等を行うこととしております。
	受診・治療義務	受診義務違反者には過料が課され、一方でアルコール依存症を治療しない違反者には勧告するのみであるならば、ペナルティのバランスを欠く印象を受けますが、いかがでしょうか。	アルコール依存症は「否認の病」ともいわれるように、本人が認めたがらない傾向にあり、適切な治療につながりにくいという問題があります。そのため、条例では受診を義務づけています。一方、アルコール依存症の治療は、本人自らの治すという意味が重要です。そのため治療については、本人にとって利益になることや治療が再度の飲酒運転防止につながることを理解して治療に取り組むよう勧告することとしております。
	酒類販売業者の責務	提供者サイドにも、「再犯」へのペナルティを課すべきではないでしょうか。酒類提供行為が、交通死亡事故を発生させるかもしれない営利行為であるという、事態の重大性を認識すべきだと考えます。	現在、道路交通法において酒類の提供禁止が規定されており、違反者は、運転者が酒酔い運転をした場合は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金、運転者が酒気帯び運転をした場合は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金が定められています。 さらに、条例では、飲食店営業者の責務として、来客に運転の有無の確認、飲酒運転のおそれがある者への酒類提供拒否等を盛り込みます。また、公安委員会の指示に従わない等の場合には飲食店営業者等の名前を公表することとしています。こうしたことにより、酒類提供者は飲酒運転根絶に向けた意識を強く持ち、取り組まれると考えています。